



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare



山口労働局
労働安全衛生公式キャラクター
せーふくん
(通常バージョン)

建設業における労働災害発生状況と 法令改正について

令和 8 年度 山口県公共工事労働安全講習会

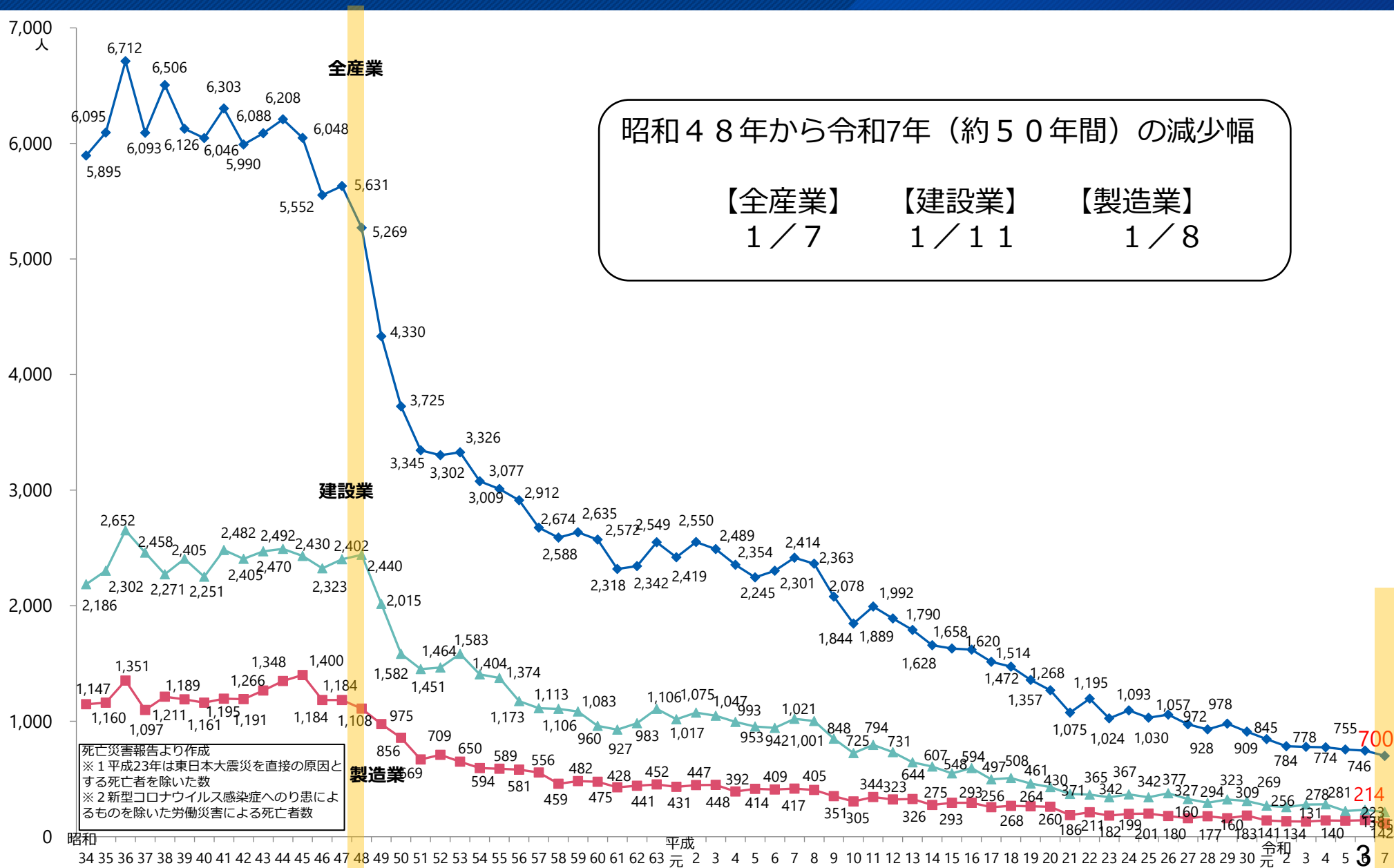
山口労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

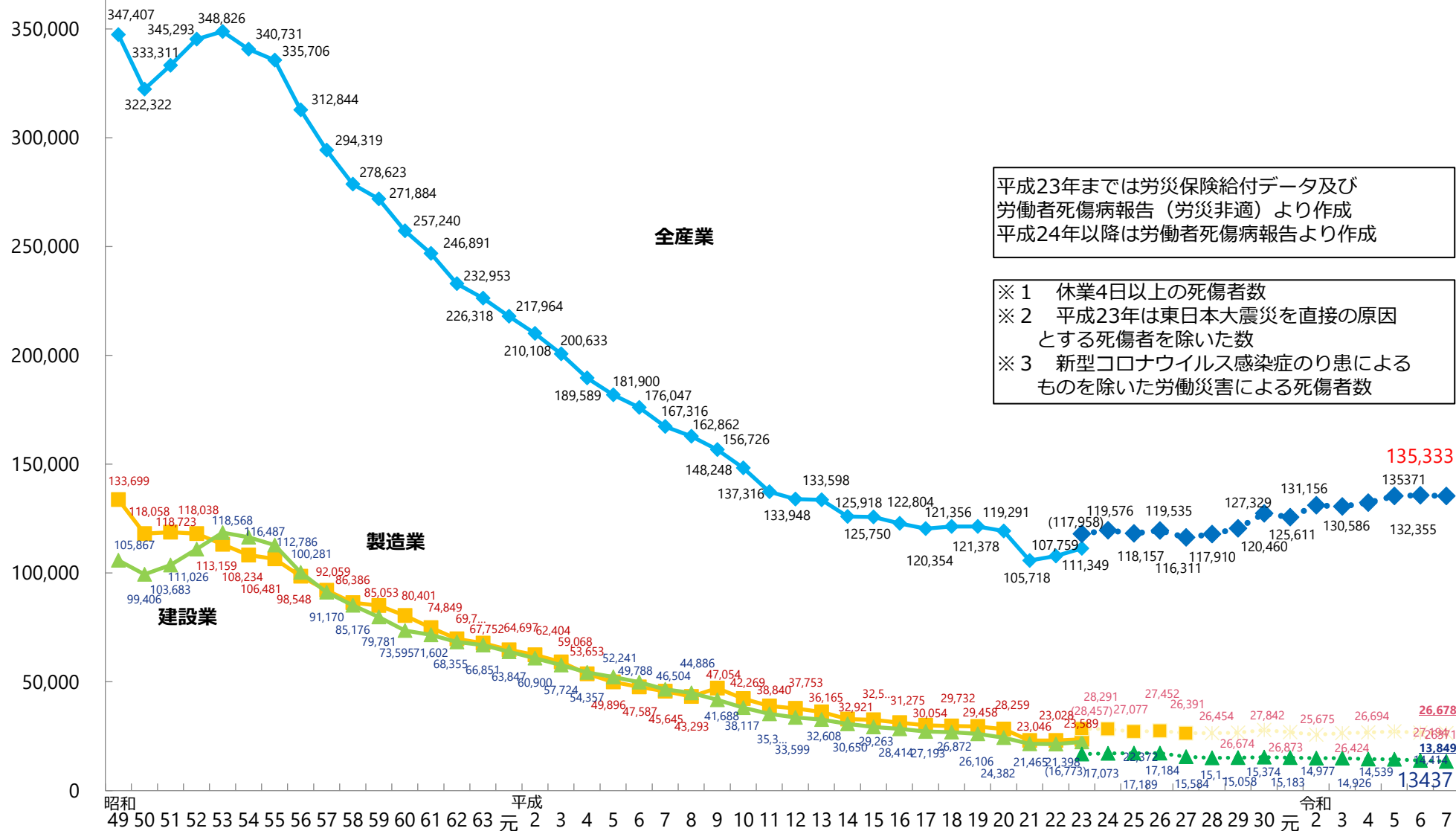
- 1 労働災害発生状況（全国）
- 2 労働災害発生状況（山口県）
- 3 改正労働安全衛生法の概要

- 1 労働災害発生状況（全国）
- 2 労働災害発生状況（山口県）
- 3 改正労働安全衛生法の概要

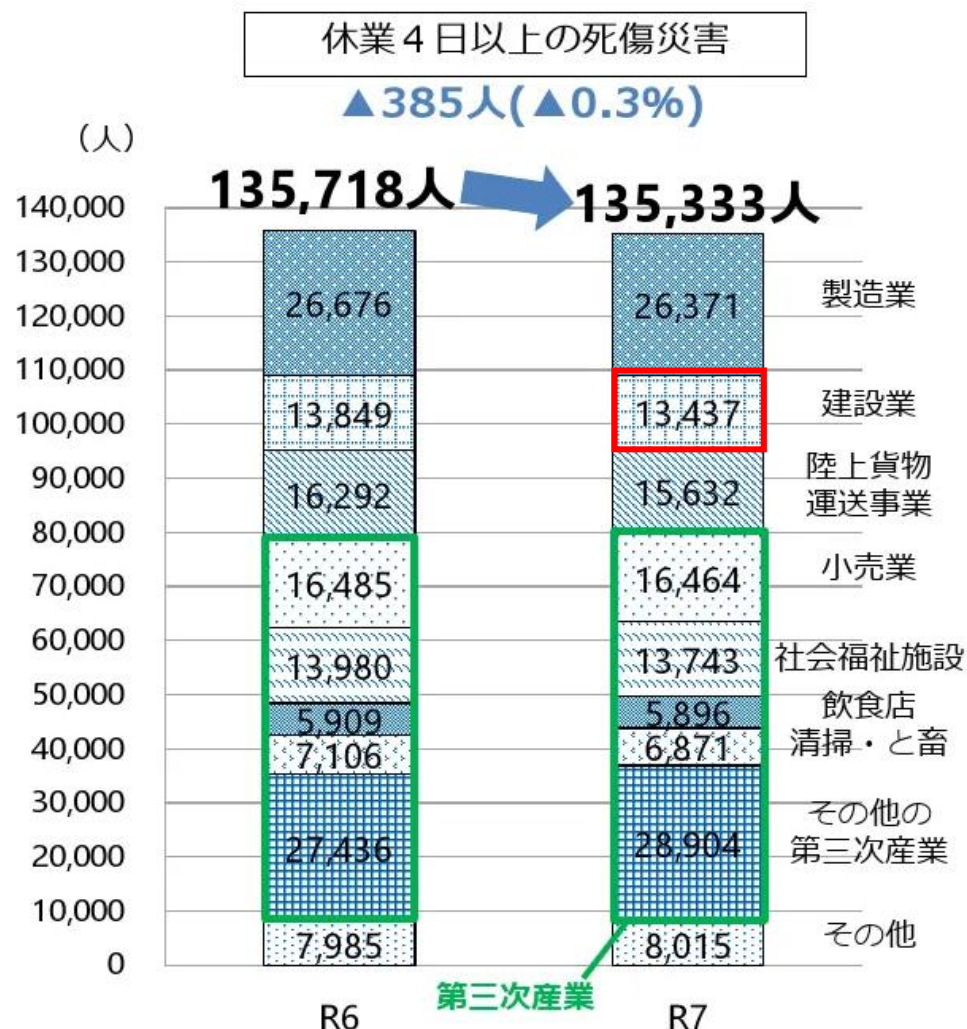
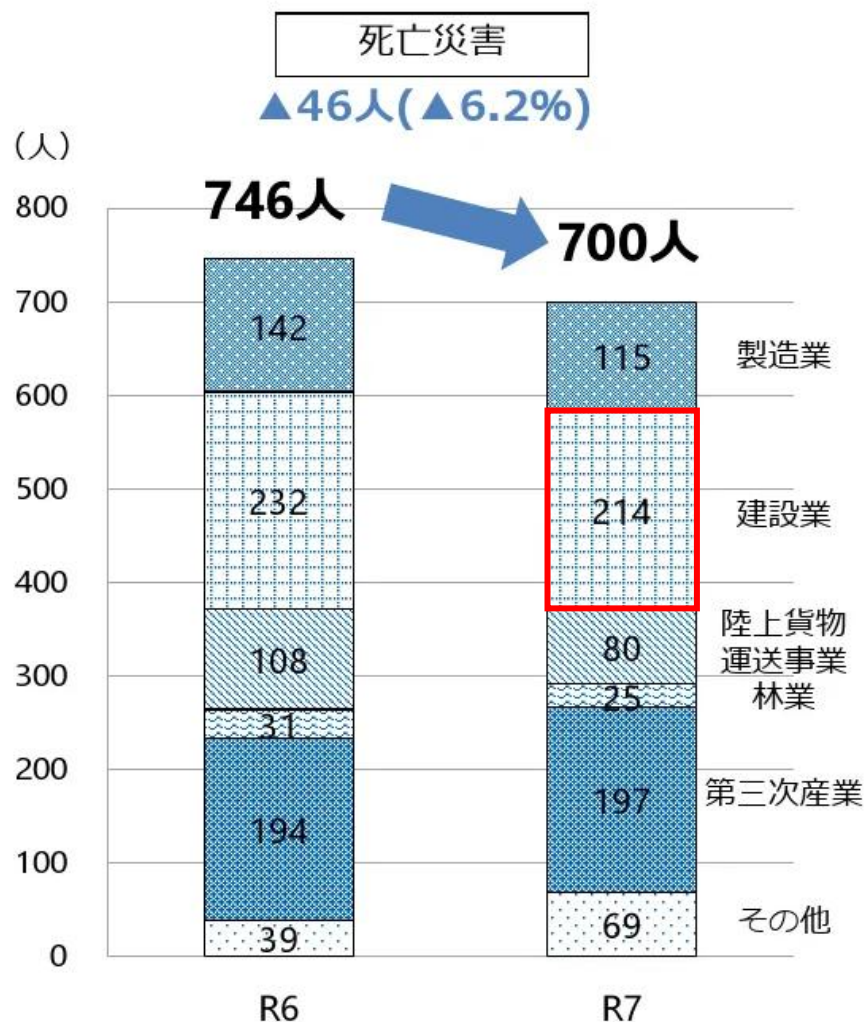
死亡災害発生状況の推移



死傷災害発生状況の推移



業種別労働災害発生状況（死亡者数、休業4日以上之死傷者数）R6 / R7 比較



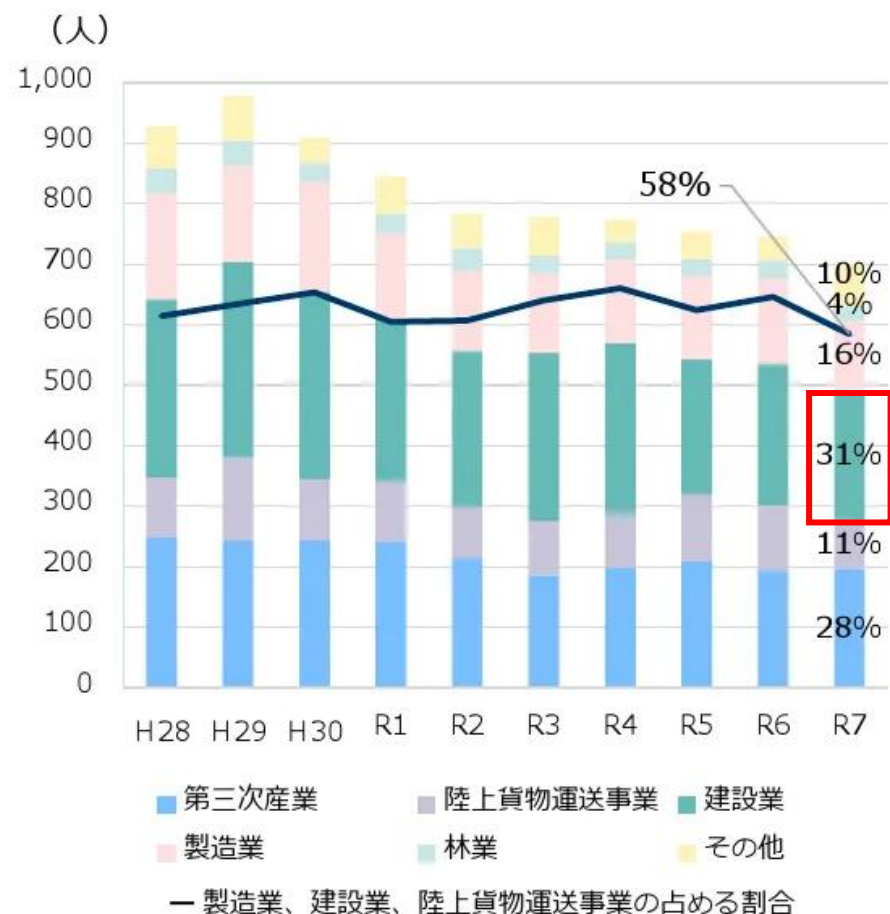
※ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに発生した労働災害について、令和8年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

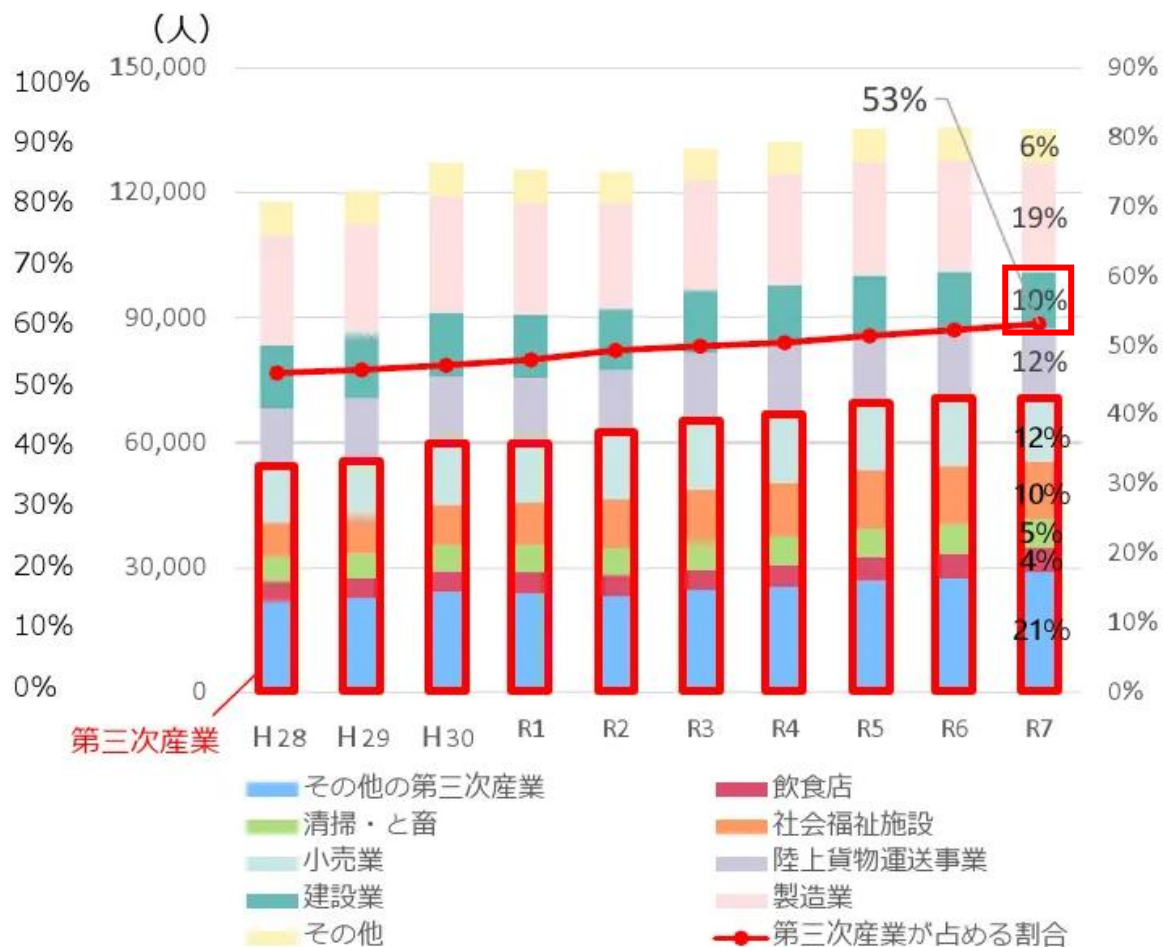
出典：労働者死傷病報告

業種別労働災害発生状況（死亡災害、休業4日以上之死傷災害）の推移 H28-R7

死亡災害



休業4日以上之死傷災害



建設業における労働災害発生状況の推移

○ 死亡災害（資料出所：死亡災害報告（厚生労働省））

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したもの

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2※	R3※	R4※	R5※	R6※	R7※
死亡災害	342	377	327	294	323	309	269	256	278	281	223	232	214
墜落・転落 災害	160	148	128	134	135	136	110	95	110	116	86	77	91

前年比較

▲18人
7.8%減少

+14人
18.2%増加

○ 休業4日以上之死傷災害（資料出所：労働者死傷病報告（厚生労働省））※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したもの

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2※	R3※	R4※	R5※	R6※	R7※
死傷災害	17,189	17,184	15,584	15,058	15,129	15,374	15,183	14,790	14,926	14,539	14,414	13,849	13,533
墜落・転落 災害	5,983	5,941	5,377	5,184	5,163	5,154	5,171	4,756	4,869	4,594	4,554	4,351	4,343

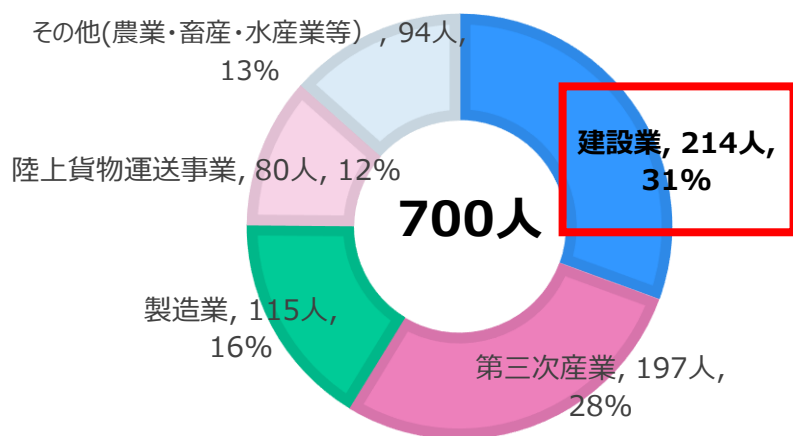
前年比較

▲316人
2.3%減少

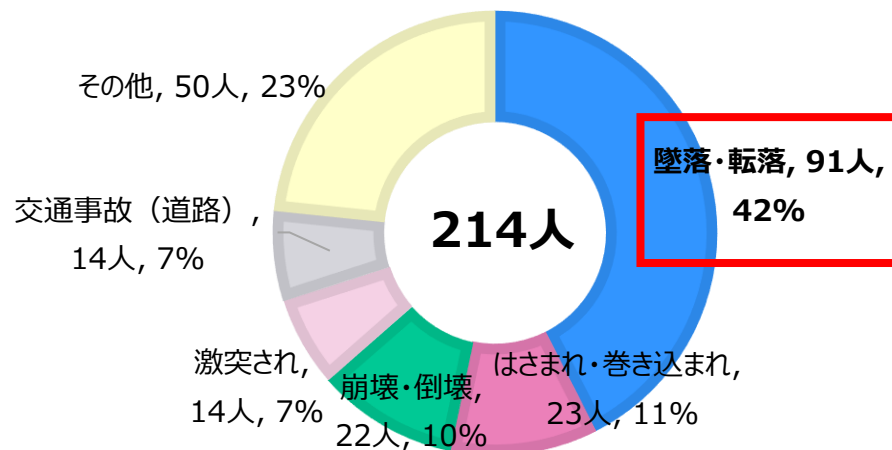
▲8人
0.2%減少

建設業における労働災害発生状況の推移

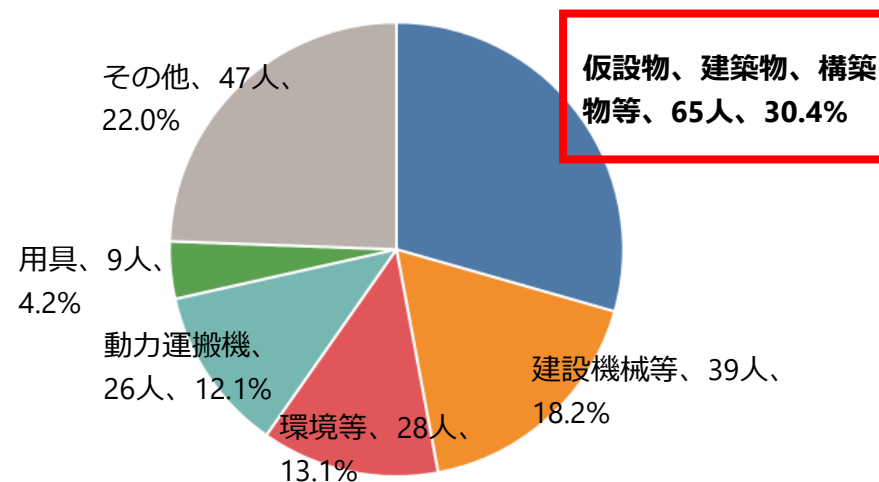
令和7年死亡災害の業種別内訳



令和7年建設業の死亡災害の事故の型別内訳



令和7年建設業の死亡災害の起因物別内訳

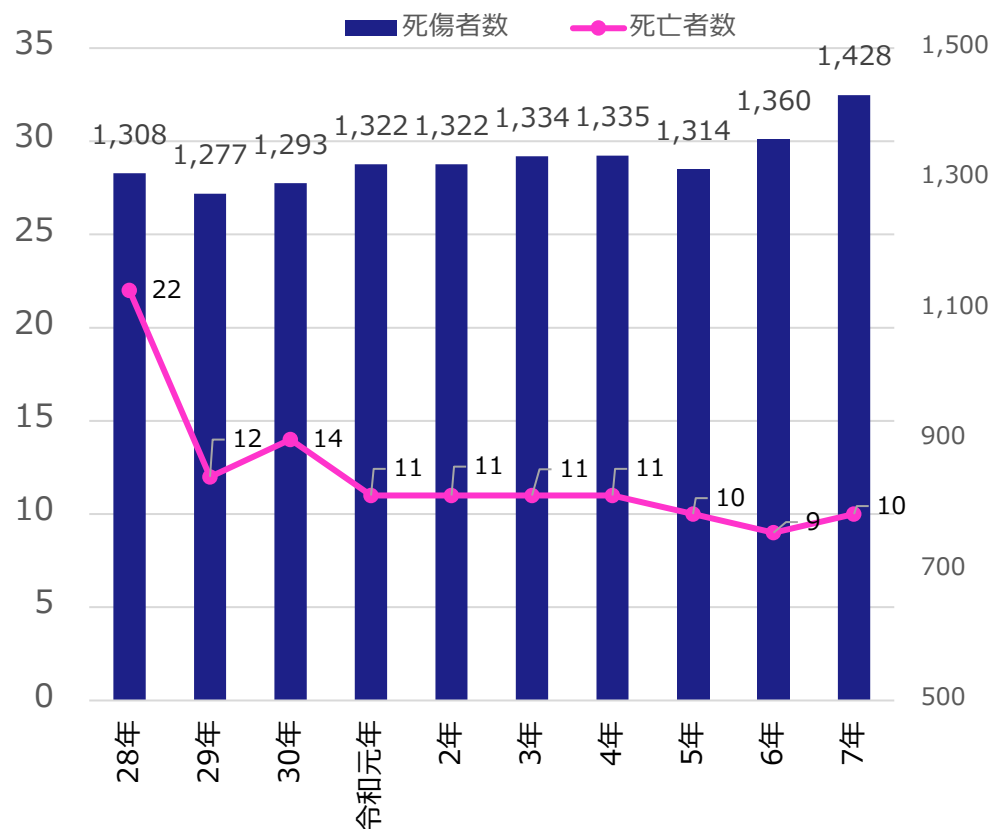


- 1 労働災害発生状況（全国）
- 2 労働災害発生状況（山口県）
- 3 改正労働安全衛生法の概要

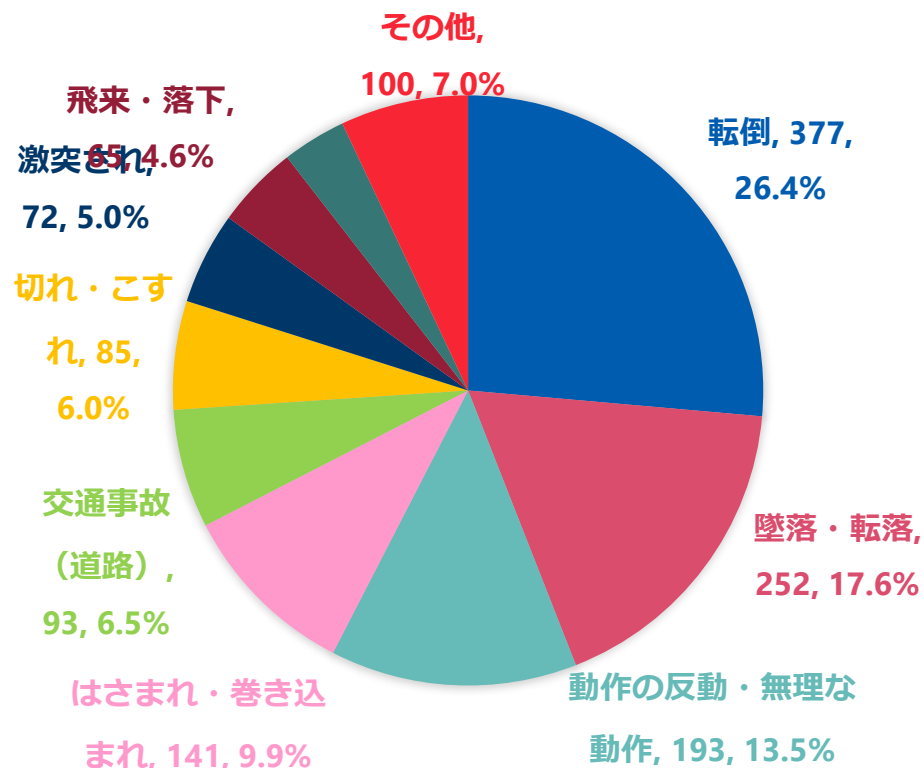
2 労働災害発生状況（山口県 ※全業種）

令和7年の労働災害による死傷者数は1,428人で、令和6年に比べ68人増加しました。
発生原因別では「転倒」による死傷者数がもっとも多く、全体の4分の1以上を占めています。

労働災害の推移



労働災害の発生原因



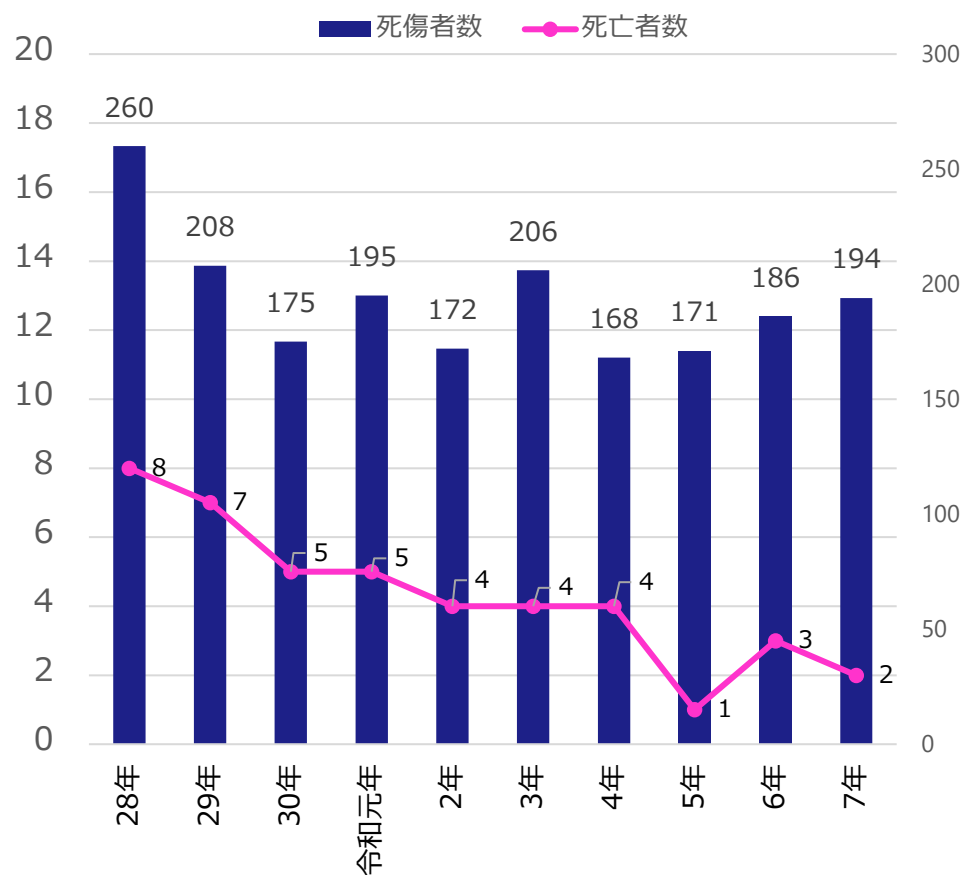
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く
出所：労働者死傷病報告（休業4日以上労働災害）

2 労働災害発生状況 (山口県 ※建設業)

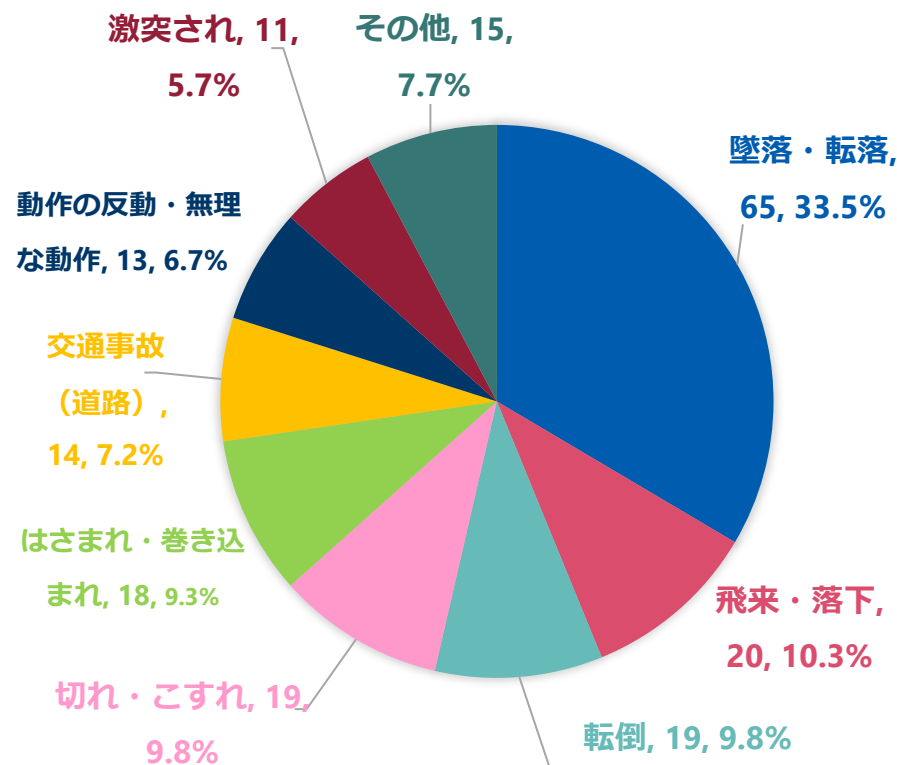
労働災害による死傷者数は、過去10年で見ますと概ね減少傾向を示していますが、令和7年は令和6年を8件上回っており、近年は増加傾向に転じています。

令和7年の労働災害（全194件）について、発生原因別でみると、「**墜落・転落**」が一番多く、3分の1以上を占めています。

労働災害の推移



労働災害の発生原因



※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く
出所：労働者死傷病報告（休業4日以上労働災害）

2 労働災害発生状況 (山口県 ※建設業の死亡災害事例)

	災害発生月	事故の型	起因物	災害の概要
1	令和3年5月	はさまれ・巻き込まれ	トラック	新築工事現場の掘削作業で発生した土砂を採石場にトラックで運搬しているとき、受付のため事務所内で待機中に、外に停車させていた無人のトラックが動き始めたので、トラック前方に立って止めようとしたが止めきれず、トラックに轢過された。
2	令和3年9月	崩壊・倒壊	地山、岩石	太陽光発電設備設置工事において、掘削した溝（掘削深さ3.5m、溝底部の幅0.8m）の底部にて、排水管取付け作業を行っていたところ、側面の土砂が崩壊し、生き埋めとなった。
3	令和4年2月	墜落、転落	はしご等	配線の撤去作業のため、はしご兼用脚立をはしごとして使用していたところ、昇降中にはしごがずれて約3.5mのところから墜落し、車止めの鉄製ポールに腹部を強打した。
4	令和4年6月	墜落、転落	はしご等	タンク内で燃焼灰の吸出し作業中、はしごの上から落下し、灰の中に埋没して窒息死したものの。
5	令和4年10月	墜落、転落	はしご等	ケーブルテレビのケーブル引込工事において、1階の屋根上から2階の屋根上へはしごを使用して昇降中、はしごの脚部が滑ってバランスを崩し地上まで墜落した。
6	令和4年12月	墜落、転落	ドラグ・ショベル	ドラグ・ショベルを運転して法面の仮設道路を移動中、ドラグ・ショベルごと路肩から谷側約20m下に転落したものの。
7	令和5年7月	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	道路維持管理業務で草刈り作業中、被災者が倒れているのを発見し、病院に搬送されるも死亡したもの（熱中症）。
8	令和6年10月	激突され	トラック	造成工事において、土砂をドラグショベルにてダンプ車に積み込む作業中、土砂を積み込むためにドラグショベルの近くまで後退しながら接近していたダンプ車とドラグショベルのバケットの間に被災者の頭部がはさまれたものの。
9	令和6年11月	墜落・転落	屋根	スレート屋根の上でりん木を設置していたところ、明り取り用のプラスチック部分を踏み抜き、約4.7m下の床に墜落したものの。
10	令和7年12月	おぼれ	水	ダムの洪水吐ゲート塗装工事用のつり足場の組立て作業に一人で従事していたところ、所在不明となり、その後、つり足場の約1.7m下にある水深約7m下のダム湖内で発見されたものの。
11	令和8年3月	はさまれ、巻き込まれ	その他の装置、設備	集じん装置のホッパ側面にあるマンホールから上半身を入れ、バキュームカーのホースを使用してホッパ内の灰を吸い出していたところ、ホッパ内に吊り下げられていたガス遮断板の上部から灰が落下し、その圧力でガス遮断板がマンホール側へ押し出され、作業者の上半身がガス遮断板とケーシングとの間に挟まれたものの。

海や水辺の近くで作業を行う場合には、 **救命胴衣（ライフジャケット）** を着用しましょう！

令和7年に、山口県内で3人の方が作業中に溺死しました。作業員はいずれも救命胴衣は未着用でした。

<災害事例>

業種	年齢	災害の概要
漁業	60歳代	海上にて漁船での漁を終えて帰港していたときに、船尾付近に置いていた底引き網が海に落ちた際、船尾のあおりに腰かけていた被災者も網と一緒に海へ転落し、おぼれたもの。
その他の建築工事業	20歳代	ダムの洪水吐ゲート塗装工事用のつり足場の組立て作業に一人で従事していたところ、所在不明となり、その後、つり足場の約1.7m下にある水深約7m下のダム湖内で発見されたもの。
港湾荷役業	70歳代	フレコンバックに入った生石灰をラフタークレーンを使用して船舶へ荷積みするにあたり、被災者は船舶上でフレコンバックの玉外し作業に従事していたが、昼休みに入った後、海へ転落しておぼれたもの。

<溺水による労働災害を防止するために>

水中に転落することにより溺れるおそれのある作業では、**救命胴衣**を着用しましょう。墜落制止用器具などの器具と共に装着する場合は、当該器具の重量も含めた浮力を有する救命胴衣を使用しましょう。

また、高所からの水面への転落そのものを防止するため、作業床の端、開口部等に**囲い、手すり、覆い等**を設置したり、**墜落制止用器具**を使用することも検討してください（高さ2m以上の場合は、転落防止措置を講じる義務が生じます）。



- 1 労働災害発生状況（全国）
- 2 労働災害発生状況（山口県）
- 3 改正労働安全衛生法の概要

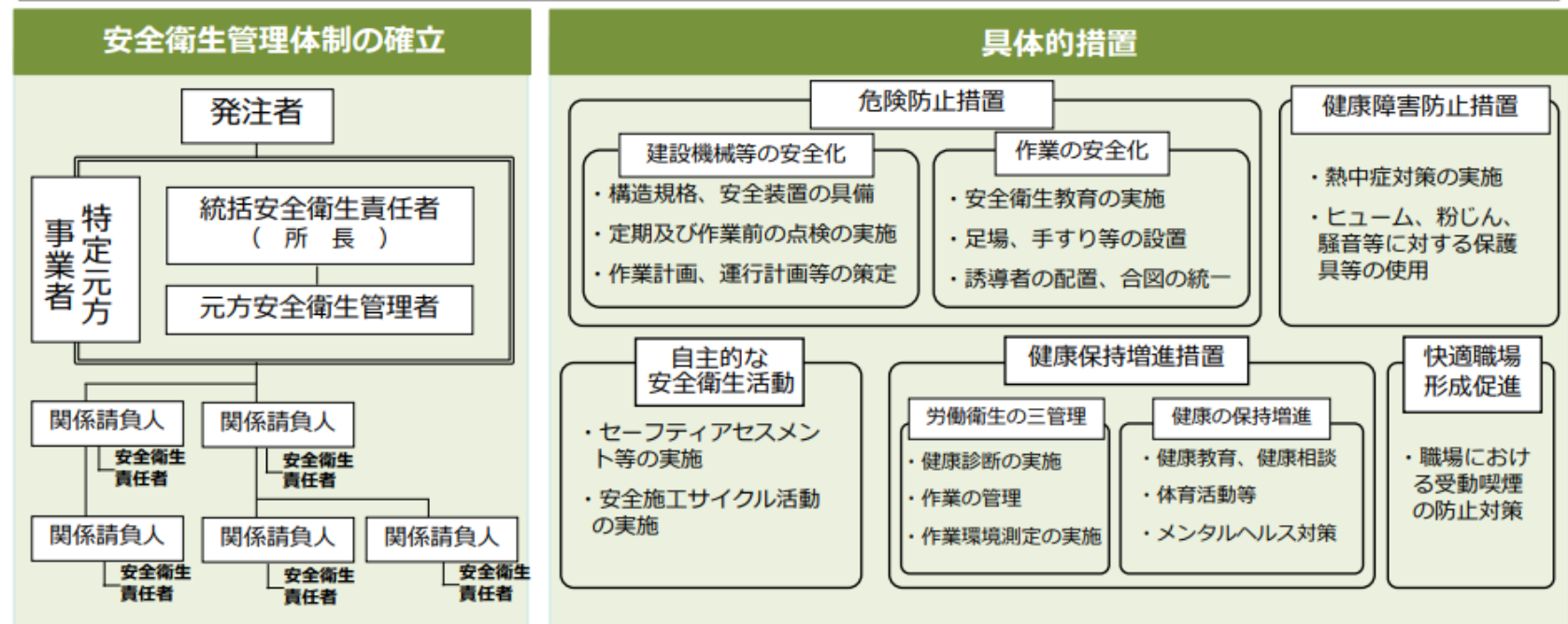
個人事業者等の安全衛生対策の推進について

労働安全衛生法の概要

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。

このため、事業者は、

①安全衛生管理体制を確立し ②労働災害を防止するための具体的措置を実施する義務を負う。



安全衛生管理体制の例
(一般的な工事現場の場合)

労働基準監督官等による監督・指導
(都道府県労働局、労働基準監督署)

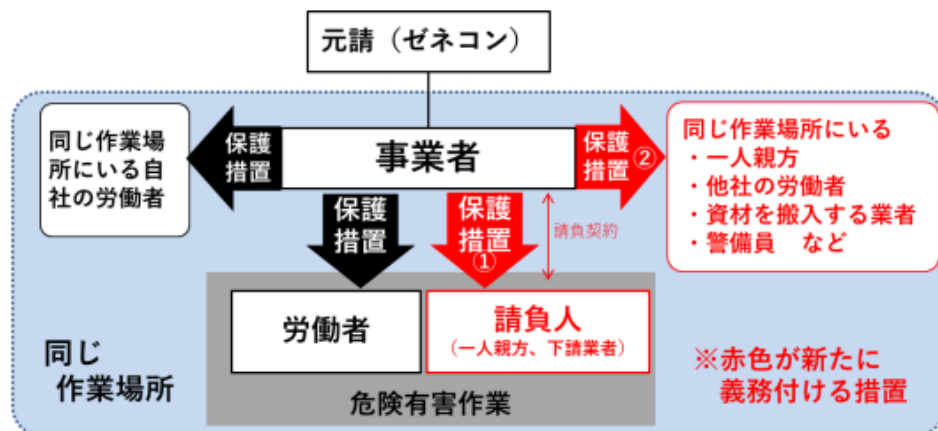
個人事業者等の安全衛生対策の推進について

建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた関係省令の改正

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正（令和5年4月施行）。

事業者が実施すべき事項（罰則付き）

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。
- ② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。



①危険有害な作業の一部を請け負わせる場合の主な措置

- ・ 作業時に設備を稼働させる等について配慮する義務
- ・ 保護具の使用が必要である旨を周知する義務
- ・ 作業方法の遵守が必要である旨を周知する義務
- ・ 身体の汚染除去が必要である旨を周知する義務

②同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する主な措置（※）

- ・ 危険箇所への立ち入りを禁止する義務
- ・ 特定の場所での喫煙・飲食を禁止する義務
- ・ 危険性等を掲示して知らせる義務
- ・ 事故発生時、退避させる義務

※ 今回の安衛法改正により、個人事業者等が「立入禁止」等を遵守する義務も労働者と同様に罰則付きの義務となる

- ・ 上記以外に個人事業者等の安全衛生対策として必要な事項について、令和4年5月に「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を設置し、検討
- ・ 令和5年10月27日に報告書を公表（その後、安全衛生分科会で検討の上、令和7年1月17日付けで建議）

個人事業者等の安全衛生対策の推進について

個人事業者等の安全衛生対策の基本的な考え方

建設アスベスト訴訟の最高裁判決

- 建設アスベスト訴訟最高裁判決では、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされている。

最高裁判決を踏まえた対策の基本的な考え方

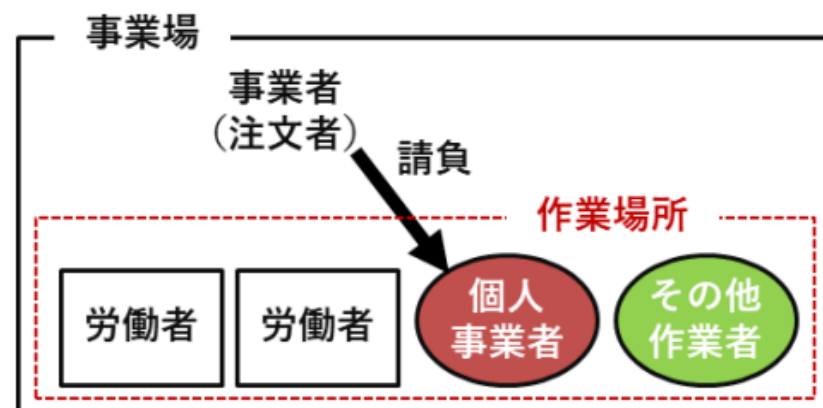
- 既存の労働災害防止対策に労働者と同じ場所で就業する労働者以外の者（個人事業者等）をも取り込み、労働災害のみならず、個人事業者等の業務上災害の防止を図るため、個人事業者等自身や事業者（注文者等）に必要な措置を義務付け。

① 事業者（注文者等）は、自身が管理する場所においては、労働者に加え、当該場所で就業する労働者以外の者も含めた保護措置を実施する。

② 個人事業者等は、労働者と同じ場所で就業する場合には、自身の安全衛生確保に加え、同じ場所で就業する者に危害が生じないように、必要な事項を実施する。

※ 労働者と異なる場所で就業する場合も上記に準じた取組を個人事業者等に推奨

個人事業者や出入業者（その他の作業員）等が事業者（注文者等）の事業場内で作業する場合



個人事業者等の安全衛生対策の推進について

注文者等による対策

1 注文者の責務の範囲の明確化（R7.5）

- ・ 建設工事以外の注文者にも広く、適用されるよう労働安全衛生法第3条第3項（注文者が講ずべき措置）の規定の趣旨の明確化（適用範囲、配慮の内容等）
- ・ 作業場所や作業方法の指定など、注文者の関与の状況を踏まえた具体的措置内容の明確化
- ・ 発注条件が受注者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があること、安全衛生経費の必要性に関する意識啓発の実施
- ・ 具体的な作業内容や作業条件等を契約時に明確化することを関係者へ周知等

2 注文者等が行う措置の対象に「個人事業者等」を含める（R8.4）

- ・ 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象（※）、機械等貸与者等の講ずべき措置の対象及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」が含まれることの明確化

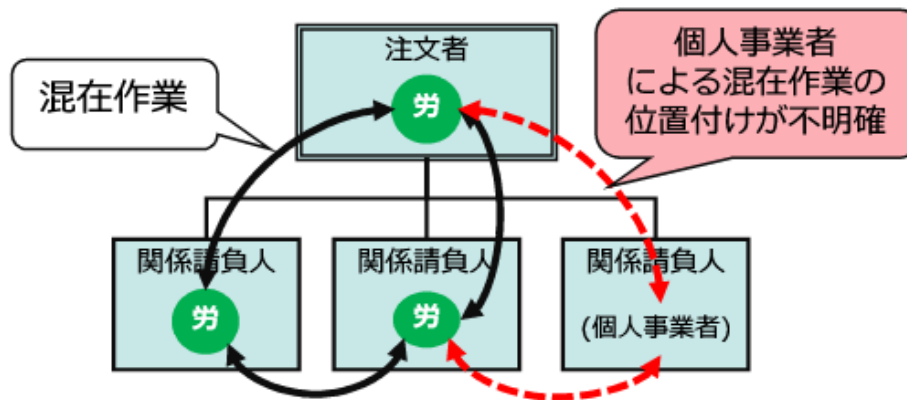
※ 「個人事業者等」は関係請負人として、元方事業者が講じる措置に応じて必要な措置を講じること等が義務付けられる。

- ・ 機械等貸与者の措置の対象機械について、「移動式クレーン」等に限定されている対象機械等に、他の危険性が高い機械（フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー）を追加
- ・ 建築物等貸与者の対象建築物について、「事務所」、「工場」に限らず事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物に関して講ずべき措置（共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持）を追加

個人事業者等の安全衛生対策の推進について

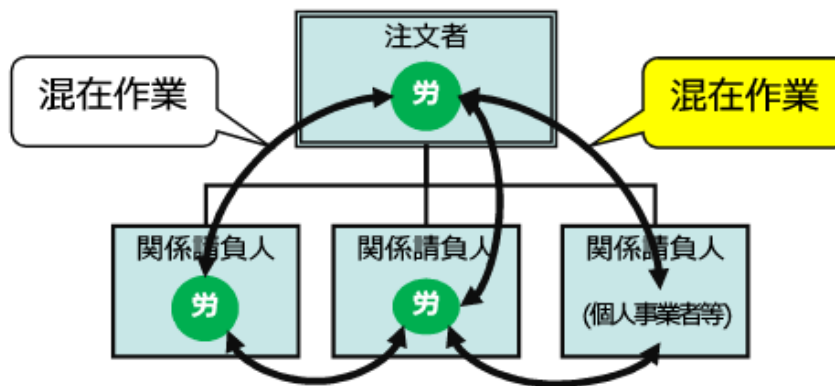
（特定）元方事業者（３業種）や注文者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

《現行》



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

《見直し後》



個人事業者等の安全衛生対策の推進について

個人事業者の定義など

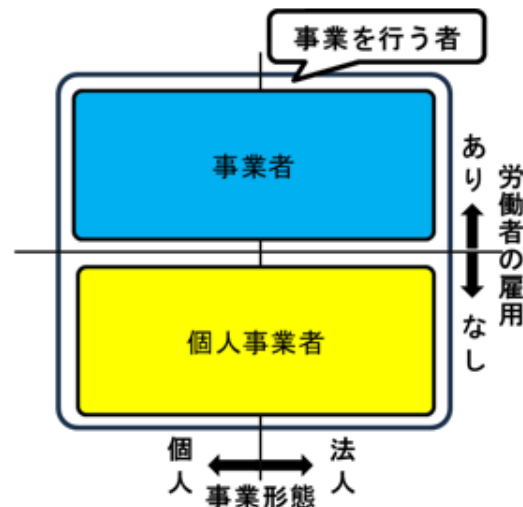
今回の改正で新たに保護・規定の対象に加える「個人事業者」は、個人であるか、法人であるかや、仕事の請負の有無は問わず、「事業を行う者で労働者を使用しないもの」が該当するため、他法令の定義とは異なる点に留意。

また、「個人事業者等」として、中小事業の事業主や役員も含めて保護等を図る。

《改正安衛法》

○ 「個人事業者」は「事業者」には含まれない。

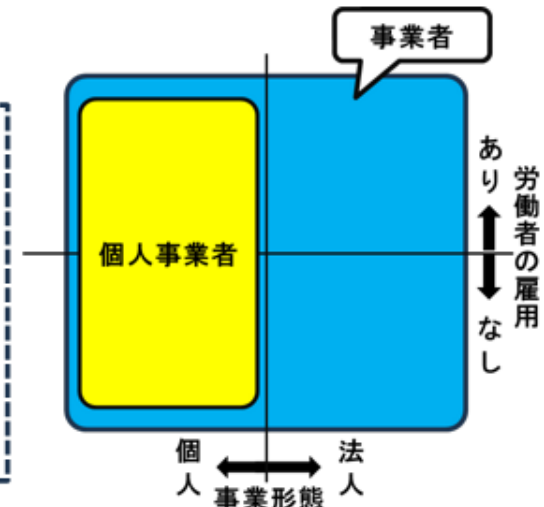
○ 労働者を使用しているか、否かで、「事業者」と「個人事業者」に分かれる



《地方税法》

○ 「個人事業者」は「事業者」に含まれる。

○ 事業形態(個人か法人か)で「個人事業者」か否かが分かれる。



法令上の定義

《改正労働安全衛生法》

事業者 事業を行う者で、労働者を使用するもの（第2条第3号）

個人事業者 事業を行う者で、労働者を使用しないもの（第31条の3）

《地方税法》

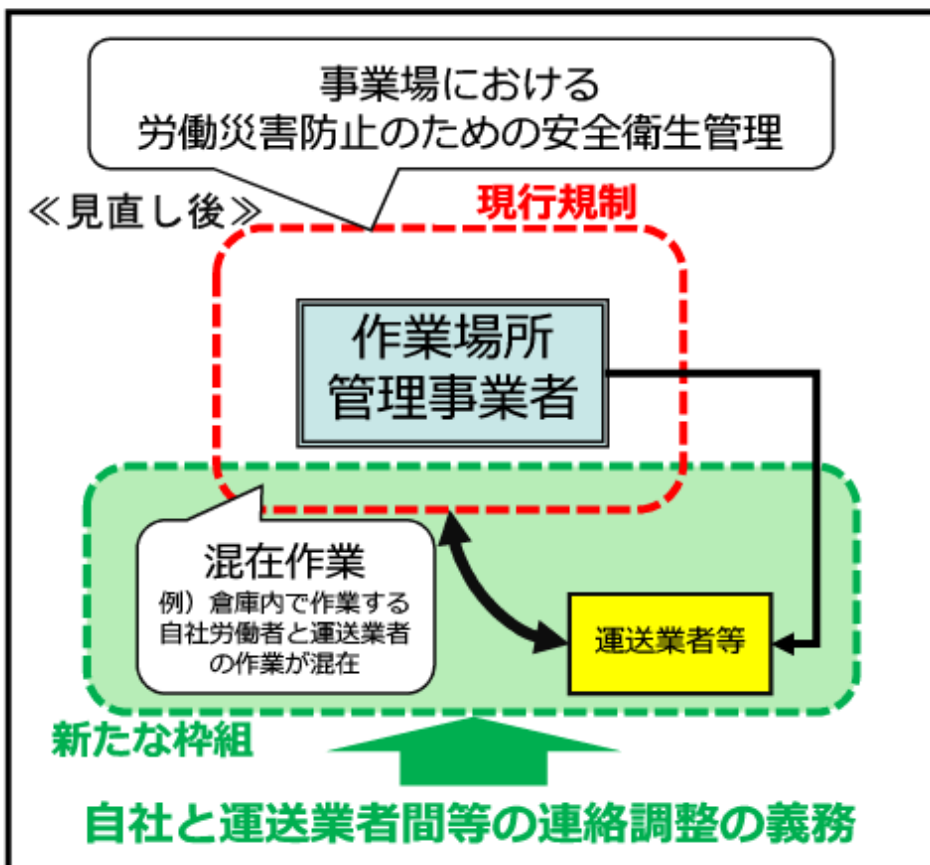
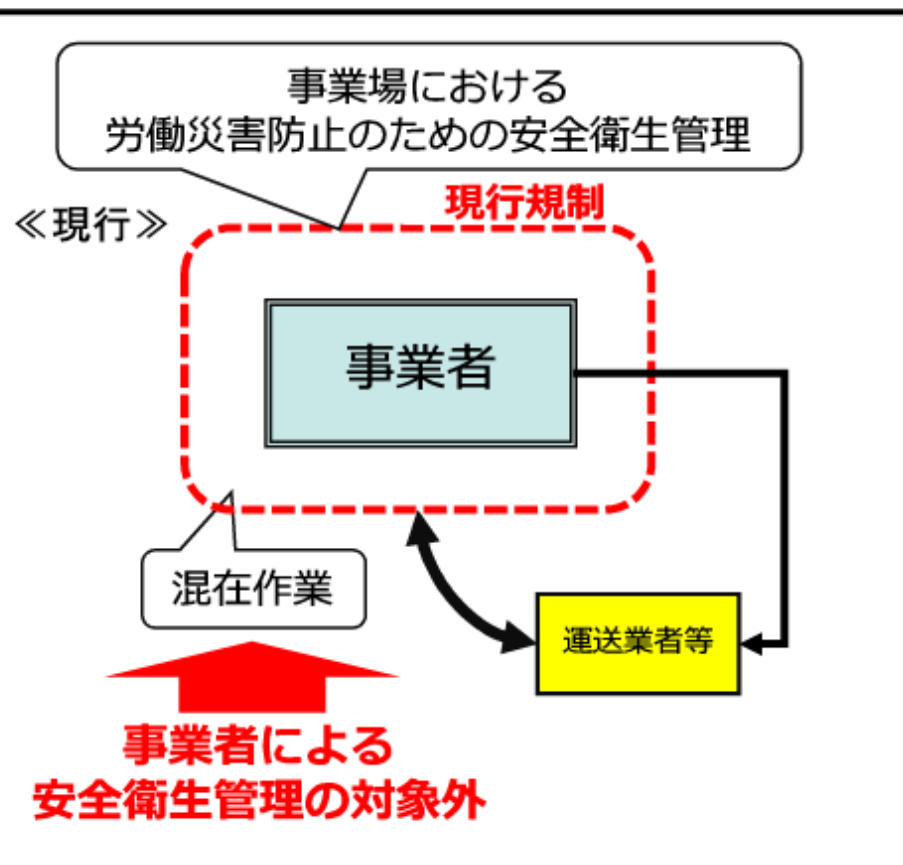
事業者 個人事業者及び法人（第72条の77）

個人事業者 事業を行う個人（第72条の77）

個人事業者等の安全衛生対策の推進について

3 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整 (R9.4)

- 3業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みを新たに創設



個人事業者等自身による措置

1 機械等の安全の確保（R9.4施行）

- ・ 機械等の安全確保の観点から、事業者には以下のような措置が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等に対しても同様に以下の措置を義務化
 - ① 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止
 - ② 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施

2 危険有害業務に関する安全衛生教育（R9.4施行）

- ・ 事業者が労働者を危険有害な業務に就かせる際には特別教育の実施が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等が危険有害な業務を実施する際には特別教育を受講することを個人事業者等に対しても義務化
 - ※ 労働者の場合に努力義務とされている現に危険有害業務に就いている者に対する教育も同様

個人事業者等の安全衛生対策の推進について

災害報告制度等①（R9.1）

○ 個人事業者等の業務上の災害の把握等

1 報告対象・報告時期

休業4日以上之死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

2 報告主体

- ・ 個人事業者等が死亡した場合等は、「特定注文者」等（※）が労働基準監督署に報告
※ 「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」という。）が労働基準監督署に報告。
- ・ 個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が監督署に報告
- ・ 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告
※ 個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

3 報告事項

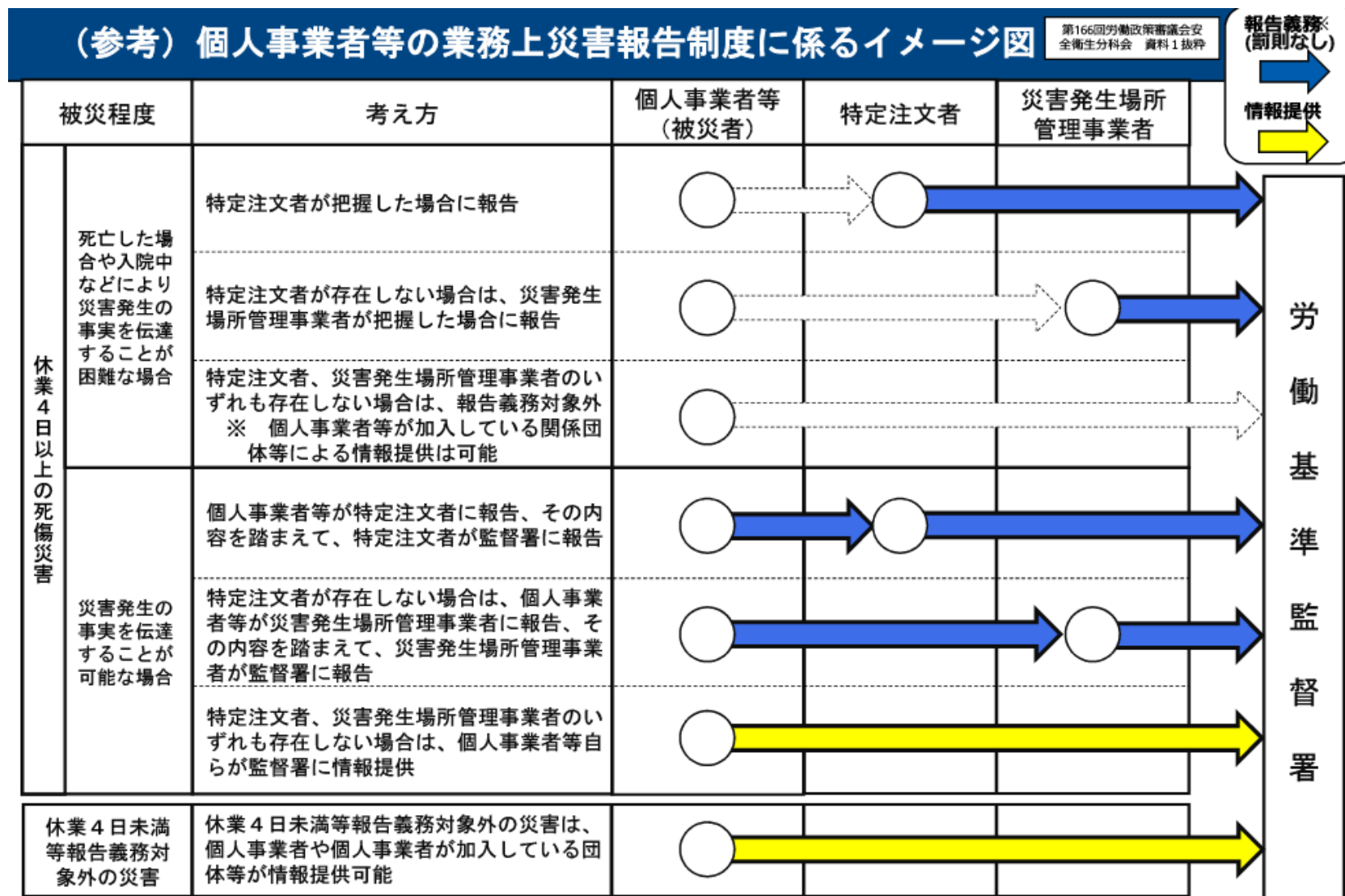
- ・ 発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

4 その他

- ・ 個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする特定注文者等による不利益取扱いの禁止
- ・ 脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記3に加え、「発症と関連のある情報」も含む。）

個人事業者等の安全衛生対策の推進について

業務上災害報告制度の創設（脳・心臓疾患及び精神障害に関しては別に個人事業者等自身が報告）



※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

個人事業者等の安全衛生対策の推進について

災害報告制度等②（R8.4）

○ 個人事業者等による労働基準監督署への申告

1 労働基準監督署等への申告

- 個人事業者等が就業する場所や請け負った作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合については、労働者の場合と同様（※）、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に対して申告して是正のため必要な措置をとるように求める制度を創設

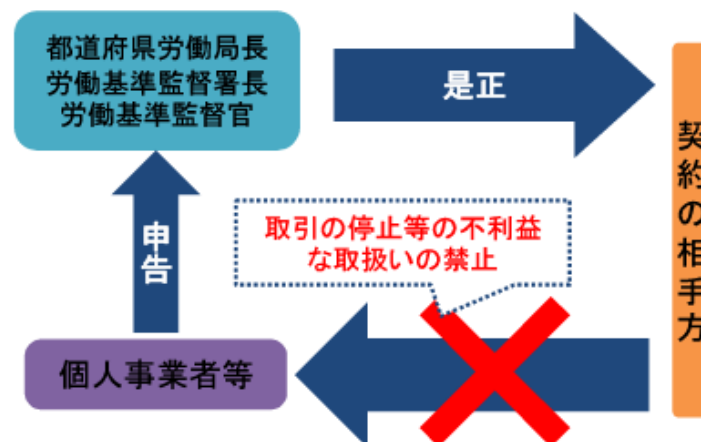
（※）労働安全衛生関係法令上の個人事業者等に対する保護・規制の範囲は、労働者の場合とは異なるため、申告対象の範囲も異なる

2 申告を理由とした不利益取扱いの禁止

- 個人事業者等の契約相手方は、個人事業者等が申告をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止

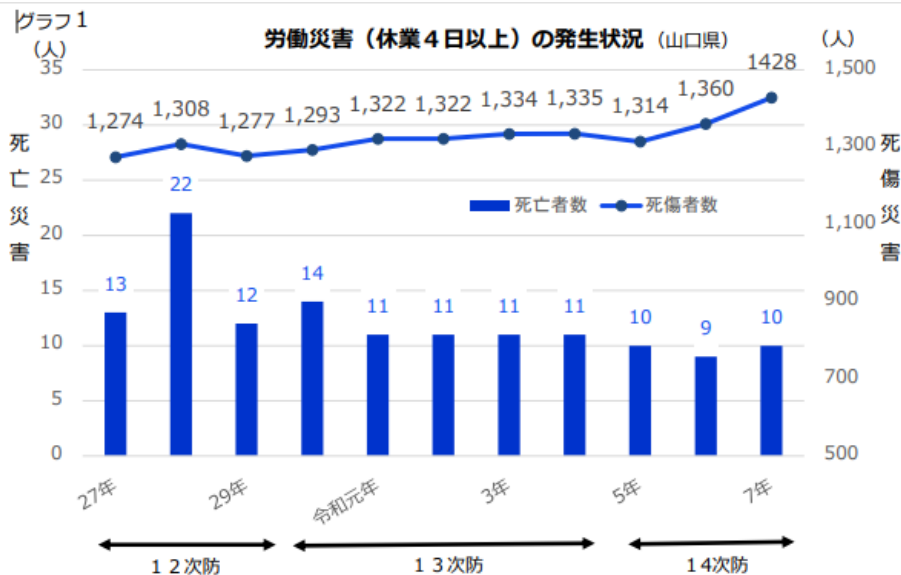
申告の権利の確保と不利益取扱いの禁止

- 作業従事者は事業場に労働安全衛生法等の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して、是正のため適当な措置をとるように求めることができる。（安衛法第97条第1項関係）
- 注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。（安衛法第97条第3項関係）

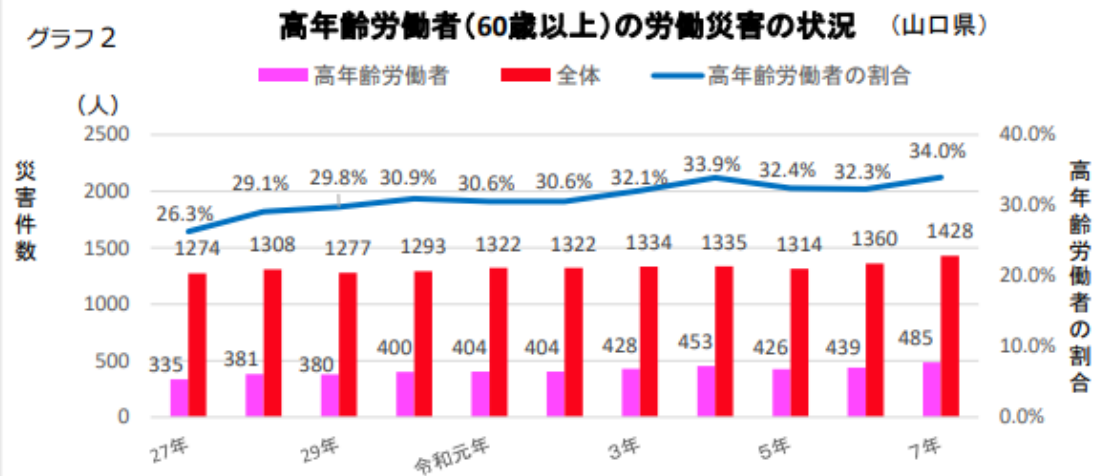


高年齢者の労働災害防止の推進等エイジフレンドリー指針（概要）について

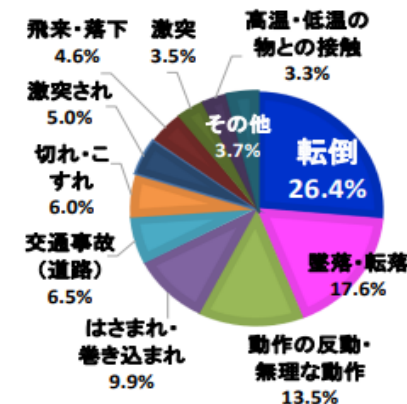
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による、改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2の規定によって、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善等が事業者の努力義務となったことを受け、「高年齢者の労働災害防止のための指針」が策定され、令和8年2月10日から適用されています。



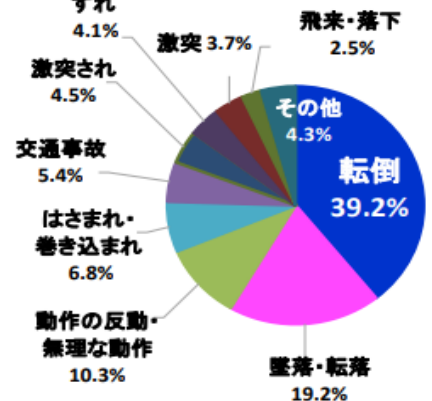
山口県内の60歳以上の労働者に係る労働災害（休業4日以上）は、平成27年は335人（全体の26.3%）でしたが、令和7年は485人（全体の34.0%）と大幅に増加しています。



グラフ3 労働災害事故の型（令和7年）



グラフ4 高年齢労働者の労働災害事故の型（令和7年）



高年齢者の労働災害防止の推進等エイジフレンドリー指針（概要）について

高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました

事業者は、**「高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善」「作業の管理その他の必要な措置」**を講ずる必要があります。
【労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項】

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

1 安全衛生管理体制の確立等

経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

2 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

※サービス等で、リスクアセスメントが定着していない場合には、**同一業種の他の事業場の好事例等を参考に、職場環境改善に関する労働者の意見を聴く仕組みを作り、負担の大きい作業、危険な場所、作業フロアの不備等の職場の課題を洗い出し、改善につなげる方法もあります。**

導入事例は裏面をご覧ください。



3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。

体力の状況を客観的に把握に必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。

※これらの情報については、適正な取扱いが必要です。

転倒等リスク評価 チェックリスト表	全身持久力の 評価方法	新体力テスト
 厚生労働省	 労働安全衛生総合研究所	 スポーツ庁

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

集団及び個々を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

5 安全衛生教育

高年齢者に対し法令に基づく教育等を確実に行いましょう。経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対し高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

職場環境の改善（取組の例）

転倒災害の防止



防滑素材（床材、階段用シート）
防滑靴の採用、こまめな清掃

手すりの設置



スロープの設置



安全標識
危険箇所の掲示

腰部負担の軽減



作業台の高さの改善

移乗支援機器・リフト・スライディングシート等の導入



アシストスーツの導入



ハンドリフト等の補助機器の導入



その他の事例はこちら

高年齢者の特性の考慮



定期的な休憩・作業休止時間の運用



注意機器（ハトライト）の採用



取手の設置

エイジフレンドリー補助金

令和8年度の補助金申請期限

令和8年10月31日

申請はこちら

（次年度以降については現在のところ未定となっております。）



ご清聴ありがとうございました。